

第1回佐賀県鳥インフルエンザ対策本部会議

令和5年11月24日 23時30分
佐賀県鳥インフルエンザ対策本部

1 県内鳥インフルエンザの発生状況

(1)異常家きんの通報

【通報先】 西部家畜保健衛生所

【通報日時】 令和5年11月24日 15時45分

【発生地】 鹿島市重ノ木

【飼養羽数】 約40,000羽（採卵鶏）

【通報内容】 家きん舎10棟のうち2棟で死亡鶏増加
死亡羽数 1棟当たり10羽以上死亡

(2)緊急現地立入検査

西部家畜保健衛生所職員 2名

令和5年11月24日 16時52分開始

(3)鳥インフルエンザ簡易検査

①現地での簡易検査の結果

令和5年11月24日 18時15分

簡易検査（1回目） 13羽中、2羽陽性反応

②中部家畜保健衛生所での簡易検査の結果

令和5年11月24日 23時00分

簡易検査（2回目） 13羽中、5羽陽性反応

同時刻、佐賀県鳥インフルエンザ対策本部（本部長：知事）
を設置

(4)遺伝子検査材料の採取

現在、中部家畜保健衛生所においてPCR検査を実施中。

2 防疫対応について

(1) 現在の防疫対応

【発生農場】(18時15分実施済)

- ①当該農場に対する家畜の移動自粛及び消毒徹底の要請
- ②農場関係者の外出禁止の要請
- ③農場外からの立入禁止等の要請
- ④鶏舎等出入口の封鎖

【県内全家きん飼養農家】(実施中)

- ①全戸に対し移動自粛、消毒徹底の要請

(2) 今後の防疫対応

県の遺伝子検査で鳥インフルエンザが確認（疑似患畜決定）された場合、農水省の疑似患畜決定の連絡を受け、殺処分等の防疫措置を開始。

(3)移動・搬出の制限

◎移動制限 発生農場から半径3km以内の区域



家きん等の移動を禁止

◎搬出制限 発生農場から半径3～10km以内の区域



搬出制限区域内の家きん等の移動は可能
区域外への搬出を禁止

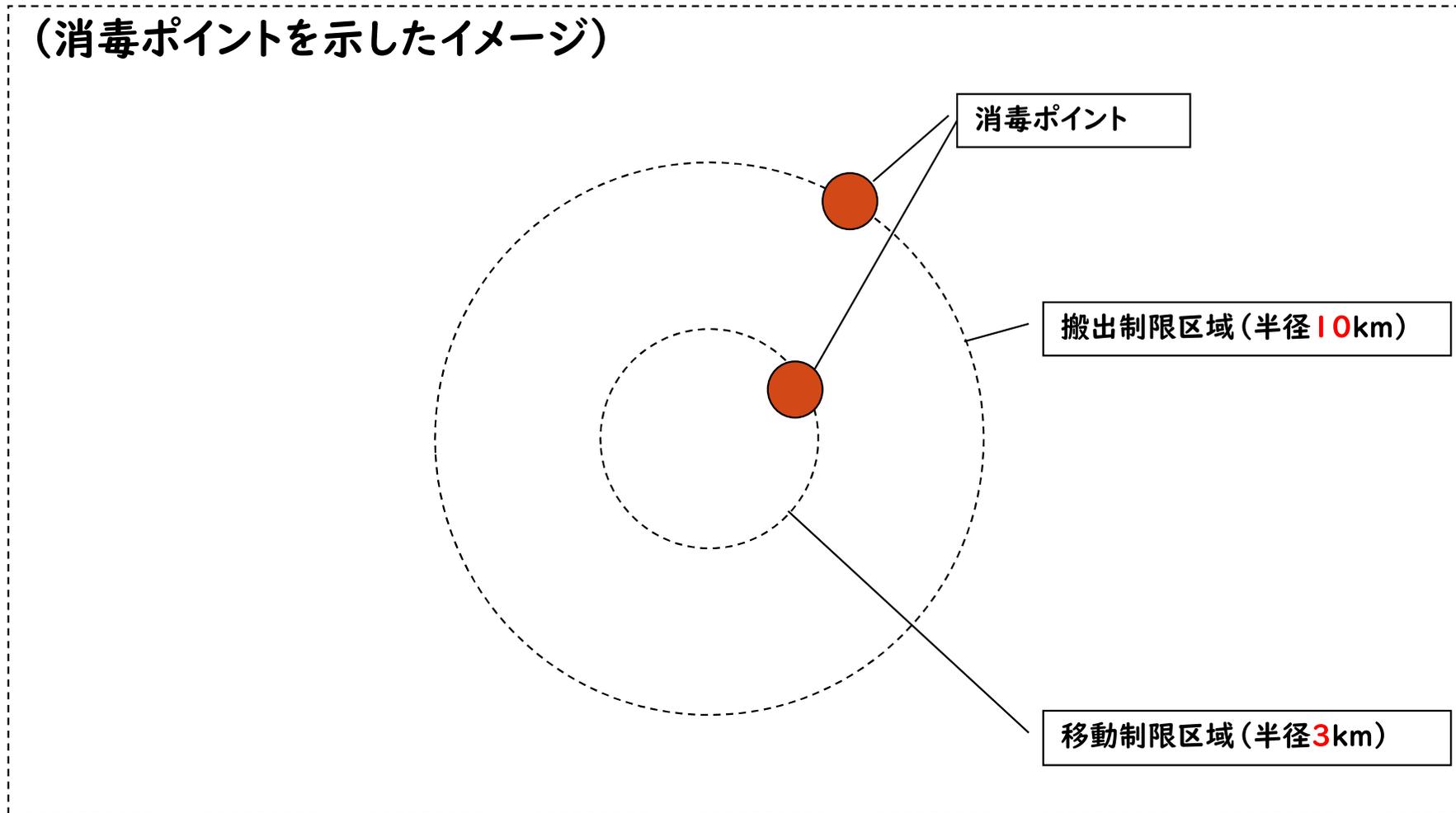
【参考】周辺農場戸数、羽数

- ・移動制限区域(3km以内) 県内 0農場
- ・搬出制限区域(3～10km) 県内 12農場 約25万5千羽
(採卵鶏3、肉用鶏9農場)

(4) 消毒ポイントの設置

24時間以内を目標に、半径3km及び10km地点を中心に設置

(消毒ポイントを示したイメージ)



3 広報対応等について

● 広報対応

- 県民、県内養鶏場、市町、関係機関への情報提供、注意喚起の実施
 - 発生確認、防疫対策等県の対応状況について、各種媒体を通じて実施
 - ・ プレスリリース、県HPの掲載
 - ・ 防災ネットあんあんの配信 など
 - 風評被害の防止
 - ・ 鶏肉、鶏卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザに感染することは世界的にも報告されていない。
 - ・ 感染した鶏肉・鶏卵を市場に流通することはない。
- ⇒ 鳥インフルエンザに関する正しい情報をPRする。

3つのポイント

- 迅速な初動対応によるウイルスの封じ込め
- 県内全農場における防疫・監視体制の強化
- 迅速で正確な広報の実施（風評被害の防止）